

東海キリスト者災害ネット運営規約

第1条（会の目的）

来るべき東南海地震などの大災害に向け、教団教派団体を問わず中部東海地方のキリスト教会、キリスト教諸団体の連携と情報共有を円滑に行うこと、また実際に大災害が発生した際に災害情報、及び被災情報を共有し、支援活動を支えることを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

東海キリスト者災害ネット（英名：Tokai Christian Disaster Network）

第3条（災害本部）

この会の災害本部を以下に置く。

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-4-5 日本基督教団名古屋教会内

第4条（会員）

会員は本会の目的に賛同し、且つ代表が承認した団体及び教会とする。

第5条（委員）

この会に以下の委員を置く。

代表	1名
会計	1名
委員	若干名

第6条（委員の任期）

委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第8条（運営）

本会は、第1条に掲げた目的を遂行するために、重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。また、年1回総会を開催し運営報告、会計報告を行うものとする。委員会は代表の招集によって随時開くものとする。

第9条（会費）

会費を年間2,000円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は毎年6月1日から5月31日とする。

第11条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第12条（事務局）

本会の運営のために事務局を設置し事務局を以下に置く。

事務局 若干名

〒460-0012 名古屋市中区千代田2-1-8 名古屋グレイスセンター内

附則

1. 本会の初期役員と事務局は次の会員とする。

代表 松浦 剛
会計 石橋 憲
委員 石川 正
鎌田 在弥
川本 泰彦
小宮 一子
近藤 高史
田口 博之
中村 隆
羽鳥 頼和
湧井 規子

2. 本会の設立日は、2018年6月11日とする。

3. 本規約は2018年7月1日から適用する。

4. 本規約を2019年7月19日に改訂（第10条会計年度 追加）する。